

第11期定時株主総会 招集ご通知

証券コード：5885



開催日時 2026年8月27日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台
4階 千代西

決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

株式会社ジーデップ・アドバンス

株主各位

証券コード 5885
(発送日) 2026年8月10日
(電子提供措置開始日) 2026年8月6日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目4番33

株式会社ジーデップ・アドバンス

代表取締役社長CEO執行役員 **飯野 匡道**

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://info.gdep.co.jp>



（上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジーデップ・アドバンス」又は「コード」に当社証券コード「5885」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することがありますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 1 日 時** 2026年8月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所** 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号 ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代西
（昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）
- 3 目的事項 報告事項** 第11期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 4 議決権行使についてのご案内**
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

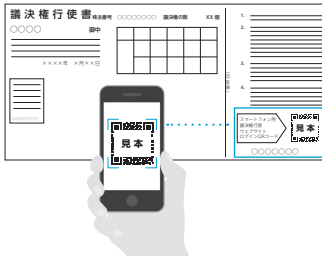
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

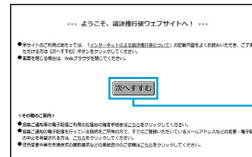
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

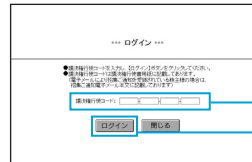
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

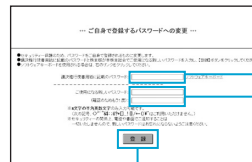
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役4名選任の件

現在の取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

いいの
飯野

ただみち
匡道

再任

生年月日
1965年7月3日

所有する当社の株式数
105,600株

在任年数
10年7か月

取締役会出席状況
15/15回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 6 月	オムロン・マイコンシステムズ株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 入社
1993年11月	トワ電機株式会社入社
2001年 8 月	トワ電機株式会社取締役就任
2016年 1 月	当社代表取締役社長就任
2025年 4 月	当社代表取締役社長CEO 執行役員就任 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

当社のファウンダー兼代表取締役として創業時から経営の中心となって当社の成長に貢献していただいております。当社ミッションを具現化する人物であり、企業風土を醸成する中心にいます。また、短期的視点ではなく5年後、10年後にどういった成長をしていくべきかを考え、経営方針を策定しており、中長期的な企業価値向上に中心となって貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「事業戦略」「グローバル」「AI」「企画」「営業・マーケティング」となります。

候補者番号 2

おおはし たつお
大橋 達夫

再任

生年月日

1978年9月14日

所有する当社の株式数

55,200株

在任年数

6年7か月

取締役会出席状況

15/15回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年12月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年 8 月	あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2016年 8 月	株式会社スカイパレスアソシエイツ入社
2019年 4 月	株式会社manaby入社
2019年 8 月	株式会社フローディア入社
2019年11月	トワ電機株式会社入社
2020年 1 月	当社取締役就任
2020年 4 月	当社取締役経営管理部長就任
2025年 4 月	当社取締役CFO 執行役員 経営管理本部長就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

取締役就任以来経営管理担当取締役として当社の成長に貢献していただいております。また当社ミッションや企業風土を従業員に周知しております。さらにサステナビリティ戦略策定の中心として活躍することが期待されることから、中長期的な企業価値向上に貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」「人事」となります。

候補者番号 3
くりはら
栗原 さやか
(戸籍上の氏名：高橋さやか)

再任

生年月日

1977年11月8日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

5年2か月

取締役会出席状況

15/15回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 4 月	司法研修所入所
2004年10月	司法研修所修了
	岩田合同法律事務所入所
2012年 3 月	仙台あさひ法律事務所開設
	パートナー弁護士就任（現任）
2021年 6 月	当社 社外取締役就任（現任）
2026年 6 月	株式会社七十七銀行 社外取締役就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

弁護士、特に企業法務に関しての高度な専門知識及び豊富な経験を有しております。当社取締役就任後は取締役会での執行取締役の監督はもちろんのこと、指名・報酬委員会の議長として、客観的・中立的な立場から当社のコーポレートガバナンスを監督していただいております。そのため過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、今後も社外取締役として、これまでのご経験を活かし当社のコーポレートガバナンスを監督していただくことで、当社の組織力が向上し、中長期的な企業価値向上に貢献していただけると認識しております。特に貢献が期待される分野は「法務・リスクマネジメント」「人事」となります。

候補者番号 4
か み や ま と お る
上山 亨

再任

生年月日
1977年10月11日

所有する当社の株式数
一株

在任年数
1年

取締役会出席状況
11/11回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月	野村證券株式会社入社
2017年 8 月	カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員就任（現任）
2017年11月	HEROZ株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2020年 6 月	株式会社いつも 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2023年 3 月	株式会社M&A総研ホールディングス（現 株式会社クオオンツ総研ホールディングス） 社外取締役就任（現任）
2025年 8 月	当社 社外取締役就任（現任）
2026年 3 月	株式会社アルファパーチェス 社外取締役就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

証券会社での豊富な経験及び当該経験に基づく企業価値向上関連のコンサルティング業務の経験を有しております。そのため過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に参与した経験はありませんが、当社の企業価値向上に貢献していただけると認識しております。また、複数社での社外役員の豊富な経験に基づき、当社のコーポレートガバナンスを監督していただくことで、当社の組織力向上、コーポレートガバナンス強化に貢献していただくと認識しております。特に貢献が期待される分野は「事業戦略」「IR」「コーポレートガバナンス」となります。

- (注) 1. 飯野匡道氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 社外取締役上山亨氏は、2025年8月26日開催の第10期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 栗原さやか氏及び上山亨氏は、社外取締役候補者であります。
5. 栗原さやか氏及び上山亨氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって栗原さやか氏が5年2か月、上山亨氏が1年となります。
6. 当社は、栗原さやか氏及び上山亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、栗原さやか氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年5月31日）現在の株式数を記載しております。

第2号議案

監査役3名選任の件

現在の監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

やまがた くにお
山縣 邦雄

再任

生年月日

1959年11月23日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年7か月

取締役会出席状況

15/15回

監査役会出席状況

13/13回

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本電気株式会社入社
2016年6月	日本電気航空宇宙システム株式会社 監査役就任 NECマネジメントパートナー株式会社 (現 NECビジネスインテリジェンス株式会社) 監査役就任 株式会社NECライベックス 監査役就任
2017年6月	株式会社日本電気特許技術情報センター 監査役就任
2019年6月	NECフィールディング株式会社 監査役就任 株式会社サンネット 監査役就任
2022年1月	当社社外監査役就任 (現任)

選任理由及び期待される役割の概要

山縣邦雄氏は一般事業会社において、経理分野での実務に携わるとともに、監査役としての豊富な経験、知識を有しております。

当社監査役就任後は、常勤監査役として監査業務を通じ、ガバナンスの強化などに向けた提言を行うなど、当社の健全な経営発展と社会的信頼性の向上に努めております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。これらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号 2

ほし のぶ ゆき
星 伸之

再任

生年月日

1974年11月18日

所有する当社の株式数
一株

在任年数

5年2か月

取締役会出席状況

15/15回

監査役会出席状況

13/13回

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年 4 月	株式会社岩手銀行入社
2001年10月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2016年 8 月	B&C総合会計事務所設立 所長就任（現任）
2016年11月	合同会社B&Cコンサルタント代表社員就任（現任）
2017年 3 月	株式会社スカイパレスアソシエイツ社外監査役就任
2021年 6 月	当社社外監査役就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

星伸之氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事し、企業会計・監査・内部統制の分野において豊富な知識と経験を有しております。また当社監査役就任後は、監査業務を通じ、ガバナンス強化やリスク管理、会計分野に関する提言を行うなど、当社の健全な経営発展と社会信頼の向上に努めております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。これらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者いたしました。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号 3 ふかざわ としひろ 深澤 俊博

再 任

生年月日

1984年7月22日

所有する当社の株式数
一株

在任年数

5年2か月

取締役会出席状況

15/15回

監査役会出席状況

13/13回

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2012年12月	弁護士登録 エール法律事務所
2020年 4月	日本司法支援センター リーガルアドバイザー就任
2021年 6月	当社社外監査役就任（現任）
2022年 4月	仙台かがやき法律事務所設立 代表弁護士就任（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

深澤俊博氏は、弁護士として長年にわたり弁護士業務に従事し、弁護士としての豊富な経験及び幅広い知識を有しております。また当社監査役就任後は、監査業務を通じ、ガバナンス強化やリスク管理、労務管理などに関する提言を行うなど、当社の健全な経営発展と社会信頼の向上に努めております。また指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。これらを当社の監査に活かしていただきたいため、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山縣邦雄氏、星伸之氏及び深澤俊博氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山縣邦雄氏、星伸之氏及び深澤俊博氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山縣邦雄氏が4年7か月、星伸之氏及び深澤俊博氏が5年2か月となります。
4. 当社は山縣邦雄氏、星伸之氏及び深澤俊博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としております。各候補者の再任が承認された場合は、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山縣邦雄氏、星伸之氏及び深澤俊博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者の再任が承認された場合は、当社は引き続き各候補者を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象としないこととしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年5月31日）現在の株式数を記載しております。

第3号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(社外取締役を含みます。)の報酬等の額は、2020年1月27日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内(ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。)とご承認いただいております。

今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給いたしたいと存じます。

本議案に基づき当社の取締役(社外取締役を除きます。譲渡制限付株式の付与を受ける取締役を、以下「付与対象取締役」といいます。)に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000,000円以内(ただし、従業員兼務取締役の従業員分給与を含みません。)といたします。また、各付与対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告25頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容をご承認いただいた内容と整合するように改定することを予定しております。また、譲渡制限付株式の付与は、付与対象取締役の職責等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、付与対象取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の上限の発行済株式総数(2026年5月31日)に占める割合は0.18%程度であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、当社の現在の取締役は4名(うち社外取締役2名)ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名(うち社外取締役2名)となり、付与対象取締役は2名となります。

また、付与対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

付与対象取締役は、本割当契約により当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)の割当てを受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)

(2)譲渡制限の解除

当社は、付与対象取締役が、譲渡制限期間（ただし、譲渡制限期間中に、付与対象取締役が当社の取締役、監査役、執行役員その他の役職（以下「役員等」といいます。）のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合には、割当日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、当社の役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、付与対象取締役が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の時点）をもって譲渡制限を解除する。

(3)本割当株式の無償取得

付与対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の役員等のいずれの地位からも退任（正当な理由による退任又は死亡による退任を除く。）した場合等には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5)その他取締役会で定める内容

本制度に係るその他の内容については当社の取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

以上

事業報告 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調が続きました。一方で、原材料価格の高止まり、為替相場の変動、地政学リスクの高止まりに加え、海外の金融政策動向や国際情勢の変化等の影響により、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、国内企業におけるIT関連分野への設備投資意欲は引き続き底堅く推移しており、生産性向上や競争力強化、省人化を目的としたデジタル化投資は拡大いたしました。特に生成AIの実用化及び業務への活用が進展していることを背景に、高性能GPUサーバーやこれらを中核とするAIインフラ構築への需要は引き続き堅調に推移しております。また、ロボティクスや自律制御等の分野において活用が期待されるフィジカルAIに関連した研究開発や実証環境整備に向けた需要も発生しております。

このような状況下で、当社はミッションである「Advance with you 世界を前進させよう」のもと、収益拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度においては、生成AI関連の設備投資需要増を背景として、売上高6,949,010千円（前期比4.8%増）、営業利益1,117,410千円（同33.0%増）、経常利益1,170,748千円（同47.1%増）、当期純利益786,565千円（同46.5%増）となりました。

なお、当社はシステムインキュベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当期の期末配当金につきましては、2026年7月14日開催の取締役会におきまして、日頃の株主の皆様の支援にお応えするべく、1株につき44円とさせていただきます。

この結果、当期の年間配当金は前期に比べて21円増配の1株につき44円となります。

売上高	前期比	経常利益	前期比
6,949百万円	4.8%増 	1,170百万円	47.1%増 
営業利益	前期比	当期純利益	前期比
1,117百万円	33.0%増 	786百万円	46.5%増 

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、20,733千円であり、その主な内容はレンタル提供用のサーバー機の購入であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

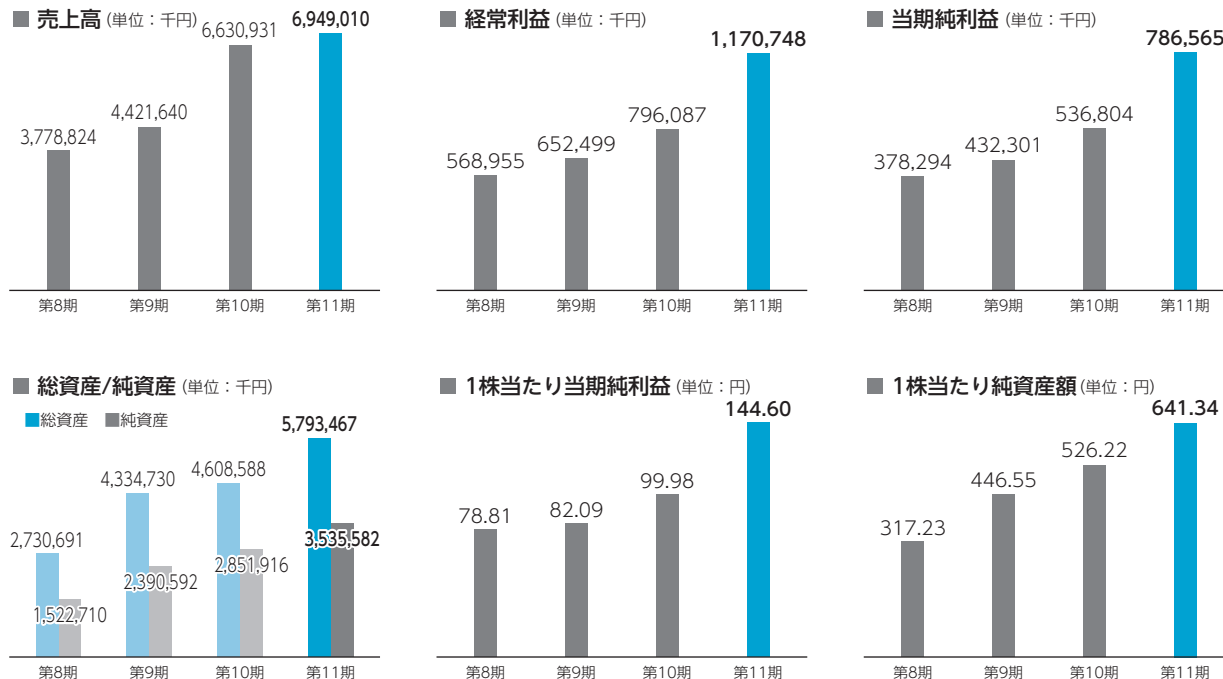
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第8期 (2023年5月期)	第9期 (2024年5月期)	第10期 (2025年5月期)	第11期 (当事業年度) (2026年5月期)
売 上 高 (千円)	3,778,824	4,421,640	6,630,931	6,949,010
経 常 利 益 (千円)	568,955	652,499	796,087	1,170,748
当 期 純 利 益 (千円)	378,294	432,301	536,804	786,565
1株当たり当期純利益 (円)	78.81	82.09	99.98	144.60
総 資 産 (千円)	2,730,691	4,334,730	4,608,588	5,793,467
純 資 産 (千円)	1,522,710	2,390,592	2,851,916	3,535,582
1株当たり純資産額 (円)	317.23	446.55	526.22	641.34

(注) 1. 当社は、2023年1月14日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第8期（2023年5月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 当社は、2024年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第8期（2023年5月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① AIインフラ需要の深化への対応

当社の属する市場においては、生成AIの実用化段階を経て、推論特化型AIモデルの大規模展開および自律型AIエージェントの企業実装が急速に進んでおります。これに伴い、AIワークロードの多様化・複雑化が進み、単なるGPUサーバーの提供にとどまらず、ネットワーキング・ストレージ・冷却インフラを含めたAIクラスタ全体の最適設計・構築支援への需要が高まっております。また、NVIDIAをはじめとするグローバルコンピューティングカンパニーの製品世代交代サイクルが短縮化しており、最新アーキテクチャへの迅速な対応力が競合優位の源泉となっております。

当社は、複数のグローバルコンピューティングカンパニーからのパートナー認定を活かし、最新技術情報へのアクセスと豊富なソリューション提供実績を蓄積してまいりました。今後も、パートナーとの緊密な連携を深めるとともに、更なるエコシステムの構築をすすめることにより、最新技術の適時な習得・実装体制を維持・強化するとともに、顧客のAI活用フェーズの深化に対応したソリューションを継続的に提供してまいります。

② 収益構造の多様化とストック型ビジネスの拡大

当社の現在の収益はGPUサーバー等ハードウェアの販売を中心とするフロー型収益が主体であり、市場環境や顧客の投資タイミングに影響を受けやすい構造となっております。企業として継続的かつ安定的な成長を実現するためには、フロービジネスで構築した顧客基盤を活用し、導入後の運用・保守・最適化支援を通じたストック型収益の拡大が不可欠であると認識しております。

AIインフラシステムは、導入後においてもモデルの更新対応、パフォーマンスチューニング、障害対応、セキュリティ維持等の継続的な専門支援ニーズが発生することから「Service & Support」の提供を拡大していったり、顧客環境に適したGPUリソースをハイブリッドで提供したりすることを可能とする「サブスクリプションサービス」の提供拡大に加え、AIインフラの運用支援に特化したサービスの整備を推進してまいります。これにより、顧客との長期的なエンゲージメントを深めつつ、収益の安定性と予測可能性を高めてまいります。

③ 専門人材の確保・育成と組織能力の強化

AIインフラ領域においては、GPUクラスタの設計・構築・最適化、ネットワーク・ファブリック設計、AIソフトウェアスタックの実装に精通したエンジニア人材の需要が国内外で急拡大しており、専門人材の確保競争は激化しております。当社の提供するソリューションの品質と競争力は、こうした高度専門人材の能力に直結することから、人材の確保・育成は事業成長の根幹をなす経営課題であると認識しております。

この課題に対応するため、多様なバックボーンを持つ人材の積極的な採用活動を推進するとともに、パートナー企業との連携による技術認定・資格取得支援、社内勉強会・研修体制の継続的な整備を通じて、個々の専門性を組織的な競争力へと転換する取り組みを推進してまいります。また、社員一人ひとりが経営理念・経営方針を深く理解し、チームとして顧客価値を最大化できる組織文化の醸成にも継続して取り組んでまいります。

④ コーポレート・ガバナンスと内部管理体制の充実

当社は今後より一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。企業規模の拡大に応じた内部管理体制の構築を図るため、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化および内部統制の継続的な改善・強化を推進してまいります。

⑤ ブランド認知と顧客基盤の拡大

当社はこれまで、自社WEBサイトの運営、学会・展示会への出展等を通じて顧客基盤を構築してまいりました。AIインフラ投資需要が製造業・金融・医療・公共セクター等の幅広い産業分野へ拡大する中、当社のサービス・技術力に関する認知度の更なる向上が成長加速の鍵であると認識しております。

今後は、費用対効果を見極めながら、インターネット・展示会に加えてマスメディア等を活用した認知度向上策を推進するとともに、技術的な知見の対外的な発信を通じて、AIインフラ領域における当社のプレゼンスおよびブランド価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

当社は「Advance with you 世界を前進させよう」をミッションに掲げ、「システムインキュベーション事業」を展開しております。

当社の事業は「システムインキュベーション事業」の単一セグメントであります。 「DXサービス」及び「Service & Support」の2つのサービスを提供しております。

「DXサービス」はフローのヒアリングから環境設定までを対象としており、主なサービス内容としては顧客の課

題解決に適したハードウェア及びソフトウェアの提供と、ハードウェアを効果的かつ効率的に動作させる環境の構築であります。ハードウェアの提供形態についてはオンプレミスのみならずクラウドやレンタルといった形態で提供するサブスクリプションサービスを提供しており、多様な顧客ニーズに柔軟に対応することが可能であります。

「Service & Support」は提供したソリューションの運用支援を対象としており、当社の「DXサービス」を提供した顧客に対して、常に最新で安定したシステムをご利用頂くためにハードウェアの保守と、継続的な開発環境のアップデートを組み合わせた運用支援を提供しております。当社の顧客は研究開発を行っている顧客が多く、その後の安定稼働は重要な顧客ニーズとなっており、そのニーズに沿ったソリューションとして、この「Service & Support」を提供しております。

サービス区分	主なサービス内容
① DXサービス	AI・ビジュアライズソリューションサービス その他DXソリューションサービス サブスクリプションサービス
② Service & Support	ハードウェアの保守 継続的な開発環境のアップデート

(6) 主要な営業所 (2026年5月31日現在)

仙台本店	宮城県仙台市
東京本社	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2026年5月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	3名増	43.8歳	2年10か月

(注)当社はシステムインキュベーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年5月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,200,000株
- ② 発行済株式の総数 5,498,400株 (うち自己株式508株)
- (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は84,800株増加しております。
- ③ 株主数 6,208名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 I AM	3,032,000	55.15
飯野 亜矢子	302,400	5.50
野村信託銀行株式会社 (投信口)	194,300	3.53
上嶋 秀治	105,800	1.92
飯野 匡道	105,600	1.92
大本 敦	60,900	1.11
大橋 達夫	55,200	1.00
株式会社上商	51,700	0.94
小島 広	37,200	0.68
J P モルガン証券株式会社	31,100	0.57

- (注) 1. 持株比率は小数第3位を四捨五入して表示しております。
2. 持株比率は自己株式 (508株) を控除して計算しております。
3. 当事業年度末における野村信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務遂行の対価として交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2021年1月15日	
新株予約権の数		120個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	96,000株 800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	134,400円 168円)
権利行使期間		2023年1月16日から 2031年1月15日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	51個
		目的となる株式数	40,800株
		保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認める場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 当社の取締役会がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場することを決議する日までは、これを行行使することができない。
- (4) 本新株予約権は株式上場日から1年経過するまでは新株予約権の30%まで、株式上場日から1年経過後2年以内では新株予約権の60%までしか行使できない。本新株予約権は当社の普通株式が株式公開の日まで行使できない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	
発行決議日		2026年4月14日	
新株予約権の数		10個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	8,000株 800株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	2,473,600円 3,092円)
権利行使期間		2028年4月15日から 2036年4月14日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	8,000株
		交付対象者数	1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		交付対象者数	一名

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があると当社取締役会が認める場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権は行使が可能になった日から1年経過するまでは新株予約権の30%まで、行使が可能になった日から1年経過後2年以内では新株予約権の60%までしか行使できない。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	
代表取締役社長CEO 執行役員	飯野匡道		
取締役CFO 執行役員	大橋達夫	経営管理本部長	
取締役	栗原さやか (戸籍名：高橋さやか)	仙台あさひ法律事務所 株式会社七十七銀行	パートナー弁護士 社外取締役
取締役	上山亨	カケルパートナーズ合同会社 HEROZ株式会社 株式会社いつも 株式会社クオントツ総研ホールディングス 株式会社アルファパーチェス	代表社員 社外取締役(監査等委員) 社外取締役(監査等委員) 社外取締役 社外取締役
常勤監査役	山縣邦雄		
監査役	星伸之	合同会社B&Cコンサルタント B&C総合会計事務所	代表社員 所長
監査役	深澤俊博	仙台かがやき法律事務所	代表弁護士

- (注) 1. 取締役栗原さやか氏及び上山亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山縣邦雄氏、星伸之氏及び深澤俊博氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役星伸之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役栗原さやか氏及び社外監査役深澤俊博氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬委員会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針を定めております。当方針としては月額額の固定報酬を基本的な構成としつつ、非金銭報酬である新株予約権を会社の業績・経営戦略等の状況を勘案しつつ、取締役のインセンティブ向上のために適切と判断される場合には付与する方針としております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が作成した原案について報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認した上で、取締役会において検討し決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (千円)	業績連動報酬等 (千円)	退職慰労金 (千円)	
取締役 (うち社外取締役)	58,933 (4,800)	58,933 (4,800)	－	－	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－	－	3 (3)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2020年1月27日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
2. 取締役の報酬等の額には、2025年8月26日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2022年8月26日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 上記のほか、2022年8月26日開催の第7期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止するとともに、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、225,931千円となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、各兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原さやか	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会では弁護士としての豊富な知識・経験を活かした専門的見地から積極的に意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 上山亨	2025年8月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 取締役会では企業価値向上やコーポレートガバナンスに関する豊富な知識・経験を活かして積極的に意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 山縣邦雄	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、監査役としての豊富な知識・経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役 星伸之	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、公認会計士としての豊富な知識・経験を活かした専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役 深澤俊博	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、弁護士としての豊富な知識・経験を活かした専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 また指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,610
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,610

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査証明業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出

する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ)「コンプライアンス規程」に従い、全役職員に法令、定款、規程及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規程及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- ロ)法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規程に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
- ハ)取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ニ)監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- ホ)内部監査担当者は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ)取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ロ)取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ)リスク管理について「リスク管理規程」により基本事項を定めた上で、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ロ)リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- ハ)大規模災害等の不測の事態を想定した事業継続計画を策定し、損害の最小化及び事業活動の早期復旧を図るべく迅速に行動する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ)「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ロ)「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - ハ)予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- 二)意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ)監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
- ロ)監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
- ハ)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ)監査役は、取締役会のほか、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- ロ)監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業内容及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果を報告する。
- ハ)取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。

⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長CEOや取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

ロ) 監査役は、代表取締役社長CEOとの定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。

ハ) 監査役は、内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【運用状況】

毎月1回の全社ミーティング時にコンプライアンス遵守の必要性を担当取締役から説明するとともに、内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反やその恐れがある事実を早期に発見・是正できる仕組みを整えております。

また取締役会の実効性確保の観点から、社外取締役2名を選任することにより、取締役会の監督機能の向上を図っております。さらに監査役による監査や内部監査を実施することにより、コンプライアンス体制を整備・推進しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

【運用状況】

情報を保存しているクラウドストレージ及び基幹システムへのアクセス権を取締役及び監査役に付与することにより、取締役及び監査役が必要なときに適時に情報を閲覧できる管理体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【運用状況】

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を年4回開催し、リスクについて審議を行っております。また、大規模災害等からの早期復旧、損害の最小化を目的として、事業継続計画を策定・周知しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

【運用状況】

取締役会については月1回以上開催しており、かつ、取締役会開催の3日前までに議案書及びその資料を取締役及び監査役に送付しております。

また毎月の取締役会において予算と実績との乖離の状況、予算達成の施策、着地見込などについて報告が行われております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

【運用状況】

監査役が必要と認めた場合、経営管理本部担当者を補助すべき使用人としてアサインする仕組みを構築しております。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

【運用状況】

監査役は営業会議等、取締役会以外の会議に出席しております。また監査役と内部監査担当者は日常的にコミュニケーションを図ることにより、適時に監査役に報告すべき事項を報告する仕組みを整えております。

⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

【運用状況】

内部通報規程の中で、通報者保護の規定を設けることにより、通報者を保護する仕組みを整えております。

⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

【運用状況】

監査役の監査に係る費用については所定の手続きに従い、償還等を行っております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【運用状況】

監査役と代表取締役社長CEOを含む取締役とは定期的に面談を開催し、意見交換を行っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、利益の配分にあたっては、企業価値向上に向けて投資は行いつつ、每期配当性向をあげていく方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めているほか、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、財務体質を強化するとともに、今後の事業拡大のための投資等に充当していく方針であります。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により1株当たり配当金として、前期の23円から1株当たり21円増配し、44円（配当性向30.4%）とさせていただきます。

計算書類

貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	5,610,435
現金及び預金	1,771,944
売掛金	201,467
商品	2,025,177
前渡金	1,597,254
前払費用	5,219
その他	9,372
固定資産	183,031
有形固定資産	72,686
建物	18,715
工具、器具及び備品	53,971
無形固定資産	40,508
ソフトウェア	9,323
ソフトウェア仮勘定	30,580
その他	605
投資その他の資産	69,835
その他の関係会社有価証券	628
繰延税金資産	40,127
その他	29,079
資産合計	5,793,467

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,425,833
買掛金	449,293
未払金	117,024
未払法人税等	275,788
前受金	571,813
預り金	11,914
固定負債	832,050
長期前受金	606,118
長期未払金	225,931
負債合計	2,257,884
(純資産の部)	
株主資本	3,526,001
資本金	298,718
資本剰余金	899,339
資本準備金	338,718
その他資本剰余金	560,621
利益剰余金	2,329,187
その他利益剰余金	2,329,187
繰越利益剰余金	2,329,187
自己株式	△1,242
株主資本合計	3,526,001
新株予約権	9,580
純資産合計	3,535,582
負債・純資産合計	5,793,467

損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	6,949,010
売上原価	5,213,368
売上総利益	1,735,641
販売費及び一般管理費	618,231
営業利益	1,117,410
営業外収益	53,337
為替差益	41,688
受取利息	11,335
その他	313
経常利益	1,170,748
税引前当期純利益	1,170,748
法人税、住民税及び事業税	402,163
法人税等調整額	△17,980
当期純利益	786,565

株主資本等変動計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	290,879	330,879	560,621	891,501
当期変動額				
新株の発行（新株 予約権の行使）	7,838	7,838		7,838
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	7,838	7,838	—	7,838
当期末残高	298,718	338,718	560,621	899,339

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,667,124	1,667,124	△987	2,848,518	3,398	2,851,916
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				15,676		15,676
剰余金の配当	△124,503	△124,503		△124,503		△124,503
当期純利益	786,565	786,565		786,565		786,565
自己株式の取得			△255	△255		△255
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					6,182	6,182
当期変動額合計	662,062	662,062	△255	677,483	6,182	683,665
当期末残高	2,329,187	2,329,187	△1,242	3,526,001	9,580	3,535,582

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び契約年数が3年以上のクラウドサービスに係る資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 「DXサービス」のうち「AI・ビジュアルイズソリューションサービス」及び「その他DXソリューションサービス」に係る収益

「DXサービス」のうち「AI・ビジュアルイズソリューションサービス」においては、AIを研究している顧客及びビジュアル化の研究・開発を行っている顧客向けに、学習機やサーバー、ビッグデータストレージ等の販売及び環境構築のサービス提供を行っております。「DXサービス」のうち「その他DXソリューションサービス」においては、ビッグデータの処理や科学技術計算などのハイパフォーマンスな演算を行う顧客向けに、ビッグデータストレージやHPCサーバーといったハードウェアやソフトウェア及びツールの提供を行っております。このようなサービスについては、財又はサービスの顧客への引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、取引の対価は個別の契約による支払条件に基づき適宜受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 「DXサービス」のうち「サブスクリプションサービス」及び「Service & Support」に係る収益

「DXサービス」のうち「サブスクリプションサービス」においては、クラウドサービス及びレンタルサービスを提供しております。また、「Service & Support」においては、「DXサービス」を提供した顧客向けに、ハードウェアの保守及び運用支援サービスを提供しております。これらのサービスについては、当社のサービスを契約期間にわたって顧客が利用可能であり、契約期間の経過につれて当該役務の履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。また、取引の対価は個別の契約による支払条件に基づき適宜受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

従来、当社ではクラウドサービスに係る資産の減価償却方法については定額法を採用していましたが、当事業年度よりクラウドサービスの契約年数が3年未満の場合には定率法に変更しております。この変更は、新しいクラウドサービスを開始したことによるものであります。従来のクラウドサービスは中期の契約期間を想定していましたが、新しいクラウドサービスでは1年間といった短期間の契約期間での契約も発生することから、経済的価値が時の経過とともに遞減していくと考えられるため、定率法がより当社の経営成績を適正に反映できるものと判断しております。

また、当事業年度より減価償却方法の変更にあわせて、クラウドサービスに係る資産のうち、契約年数が3年未満の資産の耐用年数を経済的使用可能予測期間に基づく3年に見直し、将来にわたり変更しております。

これによる当事業年度への影響はございません。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 155,643千円

2. 取締役等に対する長期金銭債務

長期末払金 225,931千円

長期末払金は、2022年8月26日開催の第7期定時株主総会において、承認可決された役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 5,498,400株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 508株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月14日 取締役会	普通株式	124,503	23	2025年 5月31日	2025年 8月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年7月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	241,907	44	2026年 5月31日	2026年 8月12日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 59,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。デリバティブ取引は現在行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての預金残高の範囲内にあります。長期未払金は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時に支給する予定であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先について定期的にモニタリング等を行い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、デリバティブを使用したリスクヘッジを行っておりませんが、原則として債務については債務の発生翌月に支払を行うことによりリスクを最小限に抑えるよう努めております。また、為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期未払金	225,931	181,045	△44,886
負債計	225,931	181,045	△44,886

- (注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他の関係会社有価証券	628

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	—	181,045	—	181,045
負債計	—	181,045	—	181,045

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未払金

個人の退任時期を見積り、当該退任時期に基づく無リスク利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
未払事業税	14,148千円
未払賞与	12,431千円
減価償却の償却超過額	9,207千円
役員退職慰労引当金	71,110千円
その他	4,496千円
繰延税金資産小計	111,395千円
評価性引当額	△71,267千円
繰延税金資産合計	40,127千円
繰延税金資産の純額	40,127千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
留保金課税	1.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%
その他	0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.82%

(持分法損益等に関する注記)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、システムインキュベーション事業の単一セグメントであります。サービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	DXサービス (千円)	Service & Support (千円)	合計 (千円)
顧客との契約から生じる収益	6,365,289	583,721	6,949,010
外部顧客への売上高	6,365,289	583,721	6,949,010

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	959,328
契約負債 (期末残高)	1,177,932

貸借対照表上、契約負債は「前受金」及び「長期前受金」に計上しております。契約負債は、顧客からの前受金であり、収益認識の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていた額は、455,845千円であります。また、当事業年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当事業年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当事業年度 (千円)
1年以内	657,918
1年超2年以内	420,134
2年超3年以内	285,527
3年超	332,195
合計	1,695,776

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	641円34銭
1株当たり当期純利益	144円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2026年7月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2026年8月27日開催予定の第11期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入の目的等

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき支給する金銭報酬債権の総額は、対象取締役について年額30,000千円以内とし、具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、対象取締役に対し年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当社普通株式を無償で取得すること

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2026年7月21日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ制度の見直しを行い、ジーデップ・アドバンス従業員持株会（以下、「本持株会」といいます。）の会員資格のある当社の従業員を対象として、従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

1. 本制度の導入の目的等

本制度は、当社の従業員に対し、福利厚生の一環として本持株会を通じて財産形成の一助とすることに加えて、当社従業員に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、経営参画意識を高めることを目的として導入される制度です。

2. 本制度の概要

本制度においては、本持株会に加入する当社の従業員のうち本制度に同意する者（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、当社が譲渡制限付株式の付与のための特別奨励金として金銭債権を支給し、付与対象従業員が本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が付与対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、付与対象従業員は本持株会を通じて譲渡制限付株式としての当社の普通株式の付与を受けることになります。

3. その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的な内容につきましては、当社取締役会において決定されます。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

株式会社ジーデップ・アドバンス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東北事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島川 行正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若林 将吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーデップ・アドバンスの2025年6月1日から2026年5月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２５年６月１日から２０２６年５月３１日までの第１１期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月21日

株式会社ジーデップ・アドバンス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

山縣 邦雄

星 伸之

深澤 俊博

以上

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代西

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号 電話 022-268-2525

交通

J R仙台駅西口より 徒歩1分

地下鉄仙台駅南6出口より 徒歩1分

※ホテル駐車場の収容台数には限りがあるため駐車できない場合もございます。

なるべく公共交通機関をご利用のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

